第三百三十六条	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
	一般社団法人	認可特定保険業者
第三百三十七条第一項	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十七条第二項	前項	前項（平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。）
第三百三十七条第三項	第一項	第一項（平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。）
第三百三十八条第一項	前条第一項	前条第一項（これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。）
第三百三十八条第二項	前条第二項	前条第二項（平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。）
第三百三十九条	第三百三十七条第一項	第三百三十七条第一項（これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。）
	第三百三十四条第三項	第三百三十四条第三項（平成十七年改正法附則第四条第二十二項において準用する場合を含む。）

附則第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　新保険業法第二百七十五条第一項第二号の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条において同じ。）について、新保険業法第二百八十三条の規定は所属認可特定保険業者（保険募集に係る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この条において同じ。）のために行う保険募集について、新保険業法第二百九十四条の規定は所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者について、新保険業法第三百条の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の保険契約の締結又は保険募集について、新保険業法第三百九条の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百七十五条第一項第二号	損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）の	認可特定保険業者の社員若しくは
	並びに監査役及び監査委員	及び監事
次条の登録を受けた損害保険代理店		保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第四条第一項において準用する第二百七十二条の二十一第一項の届出がなされた保険代理店（認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。）
第二百九十四条第一号		媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあっては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）
第二百九十四条第三号	商号、名称又は氏名	名称
内閣府令		主務省令
第三百条第一項		行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）
第三百条第一項第七号	内閣府令	主務省令
第三百条第一項第八号		特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者
第三百条第一項第九号	内閣府令	主務省令
第三百条第二項		子会社等（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する新保険業法第百三十二条第一項に規定する子会社等
第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	内閣府令	主務省令
第三百十七条の二第四号		平成十七年改正法附則第二条第三項各号（第五号を除く。）
第二百七十五条第一項各号	第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号	第二百七十五条第一項第二号（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。）